

吉備国際大学研究紀要
(人文・社会科学系)
第32号, 57-73, 2022

昭和初期実業教育論と社会教育

—工業教育を中心に—

倉知 典弘

On Industrial Education and Social Education in early Showa

—Focus on Engineering Education—

Norihiro KURACHI

Abstract

This study is basic research to explore the relation between industrial education and social education through researching the reforming plans of secondary education in 1930s of Japan. In 1930s, all-out was system had been established, industrial structure had also been change drastically, and the expanding of secondary education had occur. So industrial education, including vocational training, had changed in this period. In that period, many plans were suggested by many actor including person or organization of industrial. Therefore, I thought various actors' social education plans could be examined.

Firstly, history of industrial education till 1930s was explained. In Japan, because of subsidy from the government to increase the industrial schools, numbers of industrial school had been increased and divergence of industrial school had been occur. And supplementary education had been organized as civil education. After that reforming plans were examined. As Conclusion, so many plans included education of vocational consciousness and required hierarchal education system depend on classification in factories' classification. For those purpose, supplementary education, social education as substitution of secondary education, had been required.

Key words : Social Education, Industrial Education, Engineering Education

キーワード : 社会教育, 実業教育, 工業教育

1. はじめに

1990年代後半の「失われた10年」の頃より産業構造及び雇用情勢の急速な変化は学校教育に「キャリア教育」の導入を求めた。1999年には中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」で「キャリア教育を小学校段階から発達段階に応じて実施する必要がある」と述べ、2002年には「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議」が設置され、2004年には「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために」が出され、その後の学習指導要領でもキャリア教育は教育課程の重要な柱と位置づけられるようになってきている。

さらに、近年の「働き方改革」やSDGsの達成すべき指標の一つに「包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する」と定められたことなどからも知られるように、更なる労働環境の変化に伴い労働力陶冶の観点から（学校）教育の果たすべき役割が問われている。

労働力陶冶は学校教育においてのみではなく、学校教育と関連して展開する社会教育においても重要な課題として立ち上がっている。しかし、社会教育研究において労働力陶冶を含む職業教育の位置づけが高いわけではなかった。かつての社会教育研究においては、大串隆吉が指摘しているように¹⁾「社会教育行政（活動）との外的矛盾を論ずる時には、直接労働者階級のそれではなく国民の自己教育運動との矛盾と捉え」る小川利夫の社会教育理解がその遠因となっていることは否定できないだろう。社会教育研究者の中では倉内史郎等の一部の研究者²⁾のみが、職業教育を社会教育の範疇に含めて議論をしている状況であったと言える。

このような労働に関する社会教育に対する研究について、末本誠は社会教育研究における労働・職業教育の不在が「企業社会」の社会教育的解明に取り組めな

くしていることを指摘した³⁾が、その指摘が継続して議論されたわけではなかった。しかし、近年になって徐々にではあるが労働・職業教育をめぐる研究が勧められるようになった⁴⁾。社会教育研究の中心的な団体である社会教育学会においてもプロジェクト研究として取り組まれ、一定の成果をみている⁵⁾。

このような社会教育研究における労働・職業教育に捉えなおしは、「社会教育」とは何かを改めて問うものとなっている。かつてのような階級闘争史観の観点からは、職業教育や技術教育の問題は「資本家」たちに寄与する教育の一つとして捉えられ、職業を自己実現として捉えることを「イデオロギー」として排斥してしまう。それに対して、松田武雄にみられるように今一度社会教育を「機能論」の観点からとらえ直す研究が存在する⁶⁾。この観点からみた場合社会教育は多様な教育的意図のせめぎあう場として捉えることが可能となる。当然産業界の要請・実践も社会教育を構成する重要な要素として位置づけられ、社会教育を、あるいは学校教育を動かす力をもつ。そのような場合、学校教育においても社会教育においても技術を始めとする労働力陶冶の要請がみられることは容易に想像できる。以上のような観点からの社会教育史のとらえ返しが現在求められている。本論はその試論の一つである。

さて、小川利夫は青年期教育の二重構造を論じる中で宮原誠一の「補足」「拡張」「以外」の3つ社会教育の形態を批判して社会教育の「代位として成立した点（傍点ママ）」に注目すべきことを指摘した⁷⁾。小川は、実業補習学校の性質について述べたわけであるが、本論の主題である実業教育は正に中等教育制度として整備・議論される（ようになった）ものであり、実業教育と社会教育の関連を問う場合はこの代位形態に着目する必要がある。その意味では1930年代の中等教育改革が検討すべき事象として浮かび上がることがなる。さらに言えば、1930年代は中等教育のみならず、職業教育をめぐり大きな変化がみられる時代であっ

た。いくつか事例を挙げれば、①1921年に職業紹介法が制定され公的な職業紹介がスタートし1938年には職業紹介法の改正により職業紹介事業が国営になり労働力の需給調整を行う職業安定行政が活性化された。②1925年には小学校と職業紹介所が連携して就職をあっせんする仕組みが構築され、学校経由の就職のベースが定着したのもこの時期である。③職業訓練に目を移せば、払底する熟練労働力の不足に対応するための技能者養成制度等が議論され、職業訓練制度は成立期・展開期を迎える。④学校内の職業指導も活発に議論されるようになる。以上のような点から1930年代（昭和初期）の中等教育改革に着目する。

さらに、1930年代は従来の軽工業中心の産業から重工業への転換が求められた時期でもある。このような点から本研究では主に工業教育について検討を行う。工業教育の歴史の変遷については、『日本近代教育百年史』第9巻、第10巻⁸⁾があり、戦前の産業教育については実業学校にとどまらず、企業内教育をも含めた概観をみることができる。また、三好信浩による『日本工業教育成立史研究』『手島精一と日本工業教育発達史』『日本工業教育発達史の研究』は、工業教育について幕末から1945年の敗戦までの工業教育の変遷を著名な学校や実践、論者の工業教育論を検討して明らかにしようとする意欲的な試みである⁹⁾。さらに、企業内教育に関する研究としては坂口茂による『近代日本の企業内教育訓練（上・下）』は、主要な企業の企業内教育の特徴を明らかにしてきた¹⁰⁾。小路行彦による『技手の時代』は、実業教育の展開と工業学校と工場の組織と技手・工手の2部に分けて検討を行っている¹¹⁾。以上の研究成果から、工業教育の多様性はかなり明らかにされている。しかし、この場合学校教育や企業内教育が中心であり、社会教育についての言及は多くはない。

以上のような観点から本論では、多様な主体（組織）から学制改革案が示された1930年代の中等教育改革における実業教育・職業教育の言説を析出し、社会教育

とのかかわりを検討する。

2. 1930年代までの実業教育の概要

(1) 工業教育史の概観

明治初期の普通教育制度の確立が進み、1881年の農商務省の設立を契機とした文部省と農商務省の所管争いが決着すると本格的に文部省が学校系統の一部として実業教育を位置づけるようになる。「農学通則」(1883年)「商業学校通則」(1884年)は、「産業教育の起算点」¹²⁾となった。そして、1886年の中学校令において「中学校ハ実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所トス」(第1条)とし、「高等中学校ハ法科医科工科文科理科農業商業等ノ分科ヲ設クルコトヲ得」(第3条)と分科という形ではあるが、実業に関わる学校を中等教育の一部として規定した。1891年の中学校令改正では「尋常中学校ハ農業工業商業等ノ専修科ヲ設クルコトヲ得」と中学校の一部として実業教育を置くようになった。

しかし、本格的な実業教育制度の成立は、井上毅文相の実業教育振興政策によるところが大きい。彼の短い在任期間の間に「実業補習学校規定」「実業教育費国庫補助法」「工業教員養成規程」「徒弟学校規定」等が制定された。特に、「実業教育費国庫補助法」は、本来工業教育を対象とするものとして構想されていた。

その後1899年の「実業学校令」において以下のように定められ、本格的な実業学校制度が開始されることとなる。

第一条 実業学校ハ工業農業商業等ノ実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 実業学校ノ種類ハ工業学校農業学校商業学校商船学校及実業補習学校トス

蚕業学校山林学校獣医学校及水産学校等ハ農業学校ト看做ス

徒弟学校ハ工業学校ノ種類トス

これに伴い「工業学校規定」が制定され、「工業学校」

の基本的な枠組みが成立する。1903年には「専門学校令」の制定と同時に「実業学校令」も改正され、実業学校のうち「高等ノ教育」をなすものを実業専門学校とし、この規定による高等工業学校の設立が行われた。1914年には実業教育国庫補助法が改正され私立の実業学校にも補助金の支出が認められるようになった。1918年には「実業教育ニ関シ改善ヲ施スヘキモノナキカ若シ之アリトセハ其ノ要点及方法如何」という諮問に対する臨時教育会議による答申が出された。答申では「実業学校ニ関スル現在ノ制度ハ大体ニ於テ之ヲ改ムルヲ要セサルコト」とされたが、「実業教育ハ内外ノ情勢ニ鑑ミ益々其ノ振興發達ヲ図リ国庫補助ノ増額其ノ他適切ナル奨励ノ方法ヲ講スルコト」と予算措置の拡大が掲げられた。一方で、「実業学校ニ於テハ技能ニ偏スルノ弊ヲ避ケ徳育ニ一層ノ力ヲ用ヒ人格ノ陶冶ニ努ムルコト」として、より「人格の陶冶」を重視する方向が打ち出される。また、「実業学校ト実業界トノ連絡ヲ一層密接ナラシメ相互ノ協力ヲ促進スルノ方法ヲ講スルコト」と規定されたこと、実業補習学校の義務制が唱えられたことは重要であった。1919年には「高等教育機関拡張の法律案」が国会に示され、これにより高等工業学校が増設された。

1920年には「実業学校令」が改正され、その改正に伴い21年には「職業学校規定」22年には「工業学校規定」も改正される。この改正は①尋常小学校からの連絡を認めたこと②徒弟学校、工業学校の区別をなくしたこと③女子の工業教育の規定を設けたこと④夜間授業を認めたこと⑤工業学校に設置する学科の種類が例示されたこと¹³⁾、と工業教育の大幅な転換を求めるものであった。1924年には、工業学校卒業者に上級学校への進学が認められ、工業学校から工業専門学校への進学の道が開かれた。

このような工業学校系統の整備により工業教育の振興が進められたが、一方で、徒弟学校の廃止（1921年）により、表向きは下級技術者の養成機関がなくなるという事態をもたらした。この事態に対応するため

に1930年の工業教育学校規定が改正され、実業学校の形態は多様化された。1930年代後半からは「低度」の実業教育の奨励が図られた。1937年度から実施された工業技術員養成政策は、特定の学科の増設が補助金によって推進され、工業教育の拡張をもたらした。

以上のように工業学校系統は「実業教育国庫補助法」の拡張もあり徐々に整備されるようになっていくが、主に中等教育段階での拡張であった。そのため、代位形態としての実業補習学校が注目されるようになるのである。

(2) 実業補習学校及び青年訓練所について

実業補習学校は、1890年の小学校令に「徒弟学校及実業補習学校モ亦小学校ノ種類トス」と規定されたのが法令上の最初である。1893年の「実業補習学校規程」において、「実業補習学校ハ諸般ノ実業ニ従事セントスル児童ニ小学校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授クル所トス」（第1条）に定めるように「小学校の補習」と簡易な方法による職業教育のための学校である。原則尋常小学校を卒業した者を入学の対象者としていたが、尋常小学校を卒業しなくても学齢に達した段階で校長の許可を得て入学することは可能であった。学校は尋常小学校・高等小学校に付設することも可能である。教科目は「修身、読書、習字、算術及実業ニ関スル科目」（第4条）であったが、「実業ニ関スル科目」は「一 工業地方ニ於テハ図画、模型、幾何、物理、化学、重学、工芸意匠、手工ノ類 二 商業地方ニ於テハ商業書信、商業算術、商品、商業地理、簿記、商業ニ関スル習慣及法令ノ大略、商業経済、外国語ノ類 三 農業地方ニ於テハ或ハ農業大意、或ハ耕耘、害虫、肥料、土壤、排水、灌溉、農具、樹芸、家畜、養蚕、森林、農業帳簿、丈量ノ類」とし、それ以外にも「水産、機織、刺繍其ノ他或職業ノ為ニ便宜其ノ教科目」を設定することができた。中等教育に通うことのできなかった多くの青少年層に教育の機会を設けようとする意図を持った学

校である。「実業補習学校規程ヲ発布シタルニ付訓令」では、「実業補習学校トハ実業ノ知識技能ヲ授クルト同時ニ小学ノ教育ヲ補習スル学校ヲ謂フナリ故ニ実業補習学校ハ義務教育ヲ終ヘタル児童ノ為ニ其ノ既ニ受ケタル教科ヲ補習継続シ及実業ノ知能ヲ授クルノ二箇ノ目的ヲ以テ設クル者ナリ」とその目的を明確に示すとともに「補習教育ハ中等又ハ高等教育ノ予備門タルニ非ス寧ロ中等教育ヲ模擬スルノ意義ヲ避ケテ専ラ普通人民ノ生活ノ情態ヲ発達セシメ其ノ固有ノ地位ヲ保チ以テ稍々利益アル生業ヲ得シムルヲ目的トスヘシ」と中等教育や高等教育の代わりとしておかれるものではないことも明確に示す。「此ノ科学的ノ知識能力ハ未タ普通人民ニ浸潤セス教育ト労働トハ割然トシテ殊別ノ界域ニ立チ農工諸般ノ事業ハ其ノ大部分ニ於テ仍旧習ニ沈澱スルコトヲ免レス今ニ於テ国家将来ノ富力ヲ進メントセハ国民ノ子弟ニ向テ科学及技術ト実業ト一致配合スルノ教育ヲ施スコトヲ務メサルヘカラス殊ニ普通教育補習ノ時機ニ於テ実業ニ須要ナル知識技能ヲ授クルコトヲ務メサルヘカラス」と科学技術と実業とを「一致配合」することで産業を振興することを目的としている。「実業ノ学科ヲ教授シテ平易ノ解釈ヲ下シ生徒カ学校ノ外ニ在リテ實際ニ操作スル所ノ事物ト学校ニ於テ習フ所ノ学科ト反映照応シテ彼レ自ラ了得セシムル」ことで、最終的に「農ノ子ハ農ヲ楽ミ工ノ子ハ工ヲ楽ムノ益アラン」ことを期待して制度化された。1899年には「実業学校令」が公布されるが、この段階で「実業学校」の一種に位置づけられた（第2条）が、道府県立の実業補習学校は道府県立の実業学校に付設したものに限るといった形で中等学校—実業学校—実業補習学校という「三層体系中等教育機関の最下層に位置づけられた」¹⁴⁾。1902年には「実業補習学校規程」の改正があり、このころから実業補習学校の設立数が急速に増加した。その後1920年にかけて急速な拡大が続くが、その背景には青年団体に対する訓令・通牒等により実業補習学校が修養の場として位置づけられるようになったことも大きい。1918年には先

述した臨時教育会議において実業補習学校の義務化が提案されることとなる。

1920年には「実業教育費国庫補助法」が改正され、実業補習学校も国庫補助の対象となったが、それ以上に大きな変化が「実業補習学校規程」の改正である。就学対象が「職業ニ従事スル者」とされ、教育の目的が「職業ニ関スル知識技能ヲ授クルト共ニ国民生活ニ須要ナル教育」をなすと変更された。実業補習学校の教科の対象となる職業も大幅に拡大した。1922年には「実業補習学校学科課程」が公布され、修身科の内容として「公民心得」を指導するようにされた。その内容は「公民教育調査委員会」による審議を経て「実業補習学校公民科教授要綱竝に其の教授要旨」として1924年に公布された。この要綱によれば「職業 職業と人生」が定められ、「職業と人生の関係を明らかにし職業が社会共同の意義あるものたることを知らしめ、その選択上の心得を授け」るものと位置づけられる。1927年には「実業補習教育の振興に関する建議案」が採択され、改めて実業補習学校の義務性が要望された。

1929年には管轄が実業学務局から新設の社会教育局へ移管され、制度上社会教育の施設として位置づけられる。その後、後述する青年訓練所との統合され青年学校となり、実業補習学校は終焉を迎える。

実業補習学校の設置状況をみると農業補習学校が圧倒的多数を占め、工業補習学校は1930年段階で学校数140校・生徒数12531人と農業学校の学校数12164校・生徒数1046178人と比べても圧倒的に少なく、工業教育にとっては微細な位置を占めるに過ぎなかった。徒弟学校が低調に終わったことと合わせてみても、「職工教育」にとっては、このような学校系統の意義はそれほど認められてはいなかったと見るべきであろう。

また、日露戦争以後の大規模な重工業では、労働者の教育（再教育）を委託する形態がとられることがあった。手島精一が提案し、実行された適材教育はその一例である。しかし、第1次大戦直後からは実業補習学校への委託教育をやめて独自の企業内養成施設を用

いた教育を行うようになる。兵藤は、その要因として実業補習学校の教育が夜間に行われるため、生徒の負担過重となり職工養成の本来の目的を阻害する傾向があったこと、工場内で専門的な知識が必要となり、かつ「個別企業的な熟練」を要求するようになり、実業補習学校が提供する一般的な知識技能とは齟齬を起すようになったこと¹⁵⁾を指摘する。なお、米田は1935年に青年学校が設置されるにあたって、実業補習学校のうち少なくない数の学校が実業学校へと転換したことを示しており、短期技術教育を主眼としていた実業補習学校が実業学校に転換したものと推測している¹⁶⁾。

ところで、青年訓練所は、1926年に「青年ノ心身ヲ鍛練シテ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ以テ目的」として、「概ネ十六歳ヨリ二十歳迄ノ男子」を対象として設置されたものである。そこでは、「訓練項目ハ修身及公民科、教練、普通学科、職業科」とされ、青年訓練所でも職業教育を行うことが想定されていた。しかしながら、4年間の学習時間は総計800時間のうちわずか100時間にすぎず、職業教育について大きな貢献があったとは考えにくい。しかし、企業内教育を検証した坂口は青年訓練所の制度化が企業内教育を大きく変容させたとして日立の事例などを紹介している。彼によれば、この青年訓練所が実業補習学校と併置あるいは教練の時間を増やすことにより「充当」することが可能となったことで、企業内教育を実業補習学校令準拠のものに変更する事例がみられるという。この事例は、あくまで間接的な影響ではあるが、青年学校が実業教育に影響を与えた一例として重要である。

青年訓練所が設置されると実業補習学校との重複が問題とされ、早い段階からその統合が議論されるようになる。このことに関連して福田修は「青年訓練所充当実業補習学校」に着目した研究を行っている¹⁷⁾。福田は、群馬県の青年訓練所充当実業補習学校の成立過程を検証したが、その中で1917年の実業補習学校に関する諮問に関する実業補習学校長会の答申に体育や武道への着目がみられ、それは運動への欲求への対応と

して取り入れられたものであったが、その身体鍛錬の方法が軍事的教練へと展開し、結果軍事的訓練の導入が実業教育の振興策として取り入れられ、国民精神作興の方策として積極的に取り入れられてきたことを示した。また、充当実業補習学校とすることで「貧弱ながらも中等教育諸学校の教育に接近させることをもたらした」¹⁸⁾とする。さらに全国的な動向として「実補の青訓充当化が勤労青少年に小学校卒業後系統的に実補の教育を受けさせることに効果があった」¹⁹⁾と評価する。

以上のように実業補習学校と青年訓練所は、その内容に実業教育を含んではいたが、その意義は産業界から評価されるものではなかったことが示される。実業補習学校は「実業に従事する者のための学校」という位置づけがより明確となり、公民教育が重要視されるようになったことから分かるように「実業教育」のための機関としての役割は期待されなくなっていたことが推測される。結果、工業教育の主要な要素である技術教育は改めて企業内で実施する仕組みが確立することとなる。

(3) 青年学校について

青年訓練所と実業補習学校は対象年齢、施設等様々な面で重複し、また経費面でも市町村の負担が大きかったこともあり、早くから統合を求める声が多かった。1934年には文政審議会に諮問が行われ、1935年に「第14号 青年学校制度制定ニ関スル件」として答申を得た。その答申を受けて、「青年学校令」が制定され、青年訓練所と実業補習学校は統合される。青年学校は「青年学校ハ男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛練シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的」(第1条)とするものと定められ、道府県・市町村・市町村組合以外にも「商工会議所、農会其ノ他之ニ準ズベキ公共団体」「私人」にも設立が認められた。1937年には営利法人による設立も認められたため、大企業等

では企業内に私立の青年学校を設立する例がみられるようになった。普通科は2年，本科は男子が5年，女子が3年と定められたが，地域の事情によっては男子が4年，女子が2年と短縮することも認められた。その上に研究科として1年以上が認められた。普通科の入学資格は「尋常小学校卒業者又ハ之ニ相当スル素養アル者」であり，本科の入学資格は「普通科修了者，高等小学校卒業音又ハ之ニ相当スル素養アル者」，研究科の入学資格は「本科卒業者又ハ之ニ相当スル素養アル者」と定められた。男子にとっては，研究科まで進めば兵役までの期間が全て在籍年限とされることとなった。

教授される科目は「普通科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科，普通学科，職業科並ニ体操科トシ女子ニ在リテハ修身及公民科，普通学科，職業科，家事及裁縫科並ニ体操科トス／本科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科，普通学科，職業科並ニ教練科トシ女子ニ在リテハ修身及公民科，普通学科，職業科，家事及裁縫科並ニ体操科トス研究科ノ教授及訓練科目ハ本科ノ教授及訓練科目ニ就キ適宜之ヲ定ムベシ但シ修身及公民科ハ之ニ欠クコトヲ得ズ」とした。教授内容は「青年学校教授および訓練要目」として定められた。本科の修身公民科では労働の尊さ・働く者の喜び・働かざることの寂しさ（第1年），人生と職業・職業の社会的意義・業に徹する精神・職業道徳（第3年）と実業補習学校の教授内容に規定されていた職業に関する意識の教育が掲げられた。職業教育については工業農業などについて決定したが，その眼目は「工業の国家的意義を体得する」と定めた。

このような形で設けられることとなった青年学校であったが，特に工業についてはその技術教育のための設備は多くが貧弱であったとされている。そのため，職業技術に関する教育を期待することはむつかしかったと思われる。青年学校となった後もやはり社会教育における実業教育は貧弱なままであったことが理解できよう。

3. 多様な学制改革案と実業教育・職業教育

(1) 学制改革案の全体的な傾向

先に述べたように1930年代前後には多様な学制改革案が現れる。当時の学制改革案をまとめたものとして文部省『学制改革諸案』（1937年）がある。ここには師範教育改革案を含めて17件の民間の改革案が掲載されている。また、『近代教育制度史料』第16巻には「教育制度改革諸案」が収められており，当時積極的な学制改革の議論が行われていることが示されている。その改革案は，茗溪会，立憲政友会，立憲民主党等多様な主体であり，その中には日本工学会等工業教育に直接関わる団体のものも含まれている。米田はその一般的傾向を4点にまとめているが，中でも初等後の段階を「中等教育」と「青年教育」の二つの系統に分立させること，「中等教育」の系統の内部を一元化すること²⁰⁾としている。また，米田が教育改革案をまとめたものをみると，高等学校を廃止ないしは大学へと転換し，あるいは専門学校を大学に転換する中等教育を一元化したのち大学へ直接つなぐ，3段階の学制改革案が多く含まれていることが特筆される。実業学校もおおよそ中学校の一種として位置づけるものが多く，後の学制改革を支持するものであったといえる。

(2) 学制改革案と「職業教育」

1) 教育研究会及び教育改革同志会の教育改革案について

教育研究会・教育改革同志会の教育改革案は，「1930年代の学制改革論議の一つの特徴は，教育改革・教育同志会という学制改革そのものを目的とする有志団体が登場した点にある」²¹⁾ こともあり，繰り返し検討が行われている。教育研究会は，青年団本部において設けられた「青年の思想研究会」をベースに生み出された研究会である。そのため，青年団の経験が教育制度改革にも反映される。学校教育改革における社会教育の貢献の一例である。

教育研究会は1931年に「教育制度改革案」²²⁾を提示する。作成にかかわったとして名前が挙がっているのが、井田磐楠・原田実・西村房太郎・小野武夫・大島正徳・大橋廣子・吉野作造・田澤義鋪・那須皓・安岡正篤・近衛文麿・後藤文夫・小泉郁子・後藤隆之助・安倍重孝・赤井米吉・木村正義・鈴木達治である。同改革案では、現行教育制度の欠陥を①教育の機会均等の原則に合致していない②すべての学校が上級学校の準備教育となっている③画一的である④知育偏重である⑤学校卒業者に特権が与えられている⑥教員養成・検定制度の不備の6点に集約する。このような欠陥を改善するための留意点として、中等教育の普遍化、補習教育の完備、社会教育の振興、各種の学校の特有の機能の発揮、画一主義、知育偏重の弊の打破、学校卒業者の特権廃止、修業年限の短縮、師範学校の改善、教育費配分の合理化という10点を掲げる。「知育偏重の弊を打破し、勤労の精神を養ひ、特に創造的精神の陶冶と社会生活に対する訓練を重んずること」と「勤労の精神」の育成を掲げている点が職業教育の観点から重要視される。この改革案では、学校系統は6年間の小学校、6年間の青年国民学校、3年乃至5年の修業年限を置く中等学校、2年乃至5年の専門学校（大学、高等学校、専門学校を整理して設置）とし、専門学校の上には「最高学術研究」のための大学院を設けるというものである。青年国民学校は、「既に家庭生活又は職業生活に入れる者に対して、普通教育、職業教育及び公民教育を与」えることを目的とするもので、夜間学校・昼間学校・季節学校が認められる。なお、青年訓練所は廃止し、青年訓練が必要であれば軍部の施設で行うべきとも述べている。

この改革案では「国民教育は（A）身体、徳性、知能の一般的陶冶の為の普通教育、（B）国家生活及び社会生活に関する知識と徳性を涵養する為の公民教育（C）勤労を楽しみ職業生活の知識と技術を磨く為の実業教育」を内容とするものと定義する。勤労の精神を養うために、中等学校において「毎日原則として実

習作業を課す」と職業教育を重視する。専門学校では「専門の学術を研究し、技能を修」めるとしているが、「人格陶冶に充分力を注」がなければならないとしている。

1937年には教育研究会を教育改革同志会に改組し、組織を整備した。この同志会は教育研究会を拡張したものであるが、教委研究会での改革の議論を実行する「実行団体」であった²³⁾。同志会は1937年6月に「教育制度改革案」²⁴⁾を示す。そこに常任委員として名前が挙がっているのは、安倍重孝、木村正義、後藤隆之助、田澤義鋪、西村房太郎である。本改革案では「教育の一大急務は、国民をして我が国体の本義に徹せしめ、共同生活、共存共栄の真意を会得して、各自その職分を通じて至誠国家社会のため奉公協力し、団体生活のためにお互い共同する精神を涵養せしむるとともに、国民の人格的完成に愈々重きを置くにある」とし、「教育改革の一大眼目は、従来の方針を一新して重きを国民大衆の教育と實際化に置き、その基礎の上に各種専門の教育機構を樹立し、学校卒業に伴ふ各種の特権を廃すると共に、大いに社会教育を重視する事にある」とする。そして、当時の就職難を教育そのものによ因があるとして「現下の急務は従来の教育機構とその内容を根本的に改革して、国家社会の現代並に将来の要求に適應せる實際教育を施すと共に、常に社会的欲求の変化に敏速に適應」できるものに変えることであると危機感を表明する。そして、「教育改革の一大方針は、一方に於ては豊富な独創力と、倦まざる研究心を涵養すると共に、他方に於ては各人各自の長所を最善に助長発達せしめ、以て創造的新日本文化の建設に邁進せしむることにある」として、教育改革の目標を国民大衆教育制度の確立・国民教育の完成として中等教育の普遍化・教育の實際化・特権の廃止・師範教育の改革・教育行政系統の確立の6つにまとめる。学校の種類は小学校（6年間、高等小学校の廃止）・中等学校・大学校（3年乃至5年）及び大学院とし高等学校と専門学校を廃止することを提案する。小学校の

大半は現行のままでよいが「勤労教育の徹底、創造的精神ノ陶冶及社会生活ニ対スル訓練等」に一層努力することを指摘する。この段階で高等小学校を廃止し、初等教育を6年間とし、それ以降を中等教育と位置付ける。中等学校は国民教育の完成機関とし、青年学校（前期2年間・後期4年間の6年間）と中学校（3年乃至5年間）を置く。国民教育は一般的陶冶の為の普通教育、国家生活のための知識・特性を涵養する公民教育、「勤労ヲ楽シミ職業生活ノ知識ト技術ヲ磨ク為ノ職業教育」を内容とするものである。中学校には中学校・高等女学校・実業学校が含まれるものとし、内容として公民科・職業科及び実習を加え、かつ「勤労ノ精神ヲ養ヒ、人格ヲ陶冶シ、且職業的能力ヲ得セシムル為、毎日原則トシテ相当時数ノ実習作業ヲ課ス」というものである。青年学校は、家事に従事しているあるいは職業生活に従事しているものを対象とするものであるが、前期2年はフルタイムの教育を認め、かつ1週20時間以上の教育を求めている。午前で一般学科の教授を終え、午後は実習時間とする（職場や家庭での作業によってこの実施に代えることも認める）。ただし、後期の4年間はパートタイムを原則とする。小学校6年、青年学校6年の12年間を義務教育として定めるが、3年間の中学校を修了した者及び同等以上の中学校教育を受けたものはその段階で義務教育の修了とする。

教育研究会及び教育改革同志会の案には「社会教育」の拡充が含まれる。その内容は、①新聞などのメディアに社会教育機関であることの自覚を促し、その活用を図るための組織を設けること②児童読物・児童娯楽の統制改善③スポーツの一般化、社会化及びスポーツを通じた団体精神の涵養・訓練④諸団体の指導奨励⑤成人講座などの実施⑥産業団体の社会教育的施設の指導奨励⑦図書館、科学館、博物館の普及⑧研究指導所を設けること⑨研究指導所において職業に従事しているものに対して指導を与えること⑩重要な地域において自然科学研究指導所等を設置すること⑪研究指導所

に図書館などの施設及び大学校や中等学校を付設出来ること⑫研究指導所と大学校との連携⑬大学校及び研究所による公開講座の実施である。①②は、社会の形成力の組織化という当時では一般的な社会教育理解を示しているが、産業団体に社会教育施設（活動）の実施を求め、職業教育の振興を進めようとしていることが示されており、学校教育の補足及び拡張の側面を見てとることが出来る。

2) 帝国教育会の教育改革案²⁵⁾ について

帝国教育会の教育改革案は1938年に提出された。「国体ノ本義ニ基キテ皇民精神ヲ高揚シ大国民的性格ヲ陶冶」することを目的として、教育の機会均等を図るために「国民大衆ノ教育」を充実し、社会教育を拡充すること、義務教育制度を拡張すること、学校系統に男女差を設けないといったことを求めている。さらに、「教育ノ實際化」を図ること、「国民体位」の向上を図ることと方針を定めた上で、学校教育を初等教育・中等教育・大学教育の3段階として「完成教育」とすることが示される。学校系統の詳細として、小学校を国民学校と改称したうえで尋常科6年・高等科2年とする。中等教育は中学校高等女学校実業学校をまとめて高等学校とし、修業年限は3年乃至5年間とし国民学校尋常科卒業者を入れるものとした。国民学校高等科卒業の入学させる高等学校は修業年限は2年又は3年とされる。加えて、夜間高等学校は3年又は4年の修業年限のものとして構成される。中等教育段階として、高等学校と並んで青年学校が置かれ、修業年限は男子が5年女子は3年乃至5年とし、青年学校普通科を廃止する。その上に3年乃至6年間の修業年限の大学を置き、5年生高等学校の卒業生を受け入れるものとされる。国民学校と青年学校は義務制とされた。

3) その他の教育改革案にみられる「職業教育」

以上の2つの教育改革案が中心的な学制改革案であるが、実業教育及び社会教育の観点からみると着目すべき改革案がいくつか見られる。

1933年に出された「東洋文化学会案」²⁶⁾ では、そ

の目的を述べた「総則」において、①国家観念を涵養して忠君愛国の精神を鞏固ならしむる為国史教育及古典教育を重んずること②教育の中枢たる人格陶冶の実を挙げる事③勤労の精神を長養する為努めて実務に服しめる事④体育は国民の体質に即し兼ねて精神修養に資するを旨とし之を奨励すること⑤教員の銜叙を厳にしその地位を保証すること⑥師道尊重の世風を振起し学校の規律を肅正して教育の權威を確立すること⑦教科目を単純にして総合教育に重きを置き、画一の弊を正すこと⑧学校の卒業生に対する特権は全て廃止すること⑨諸学校の入学試験は人物考査を重んずること⑩中等学校以上の関公立学校を財団法人経営に転換する方針を取ること⑪人格教育を主とする私塾を奨励すること⑫優良なる各種学校を助成して、その発達を遂げしめ、学制単一の弊を打破すること⑬学校の通信教授を公認する道を拓くことと13の方針を示す。学校教育の目的を人格の陶冶とし、「勤労の精神」の教育を取り上げ教育課題としている。その方法として家庭教育の連携をあげ、家事家業に勤しむ時間を作ること(小学校)、休暇の時期や日数を按配して「随時家事産業に習熟する」機会を与えることを挙げている。さらに、当時から学校系統外に置かれていたと思われる各種学校の整備拡充といった学校教育系統以外の教育の充実方策を打ち出している点が注目される。ただし、明確な社会教育の方針などを示しているわけではない。

次に、1933年に提出された東京文理大学の「教育制度改革の根本方針」²⁷⁾である。改革案の根本条件として「国民ノ教育ハ各自ノ個性ト境遇トニ適応セル国民的陶冶ヲ施シ、適材ヲ適所ニ向ハシメ、ヨツテ以テ国家ノ健全ナル発展ニ対シ最善ヲ尽サシメンコトヲ期ス、従ツテ凡ソノ教育ハ各自ノ個性ト境遇トニ適応シタル広義ノ職業陶冶ニ終結スベキモノトス」と明確に、「職業陶冶」を教育制度改革の基本方針として定めている。そして、教育制度を初級の基礎教育・適材を適所に向かわせる指導と次期の教育の基礎陶冶等を合わ

せて行う中間教育・個性と境遇に適応した職業陶冶による終結教育の3段階とし、基礎教育は全ての人に、中間教育と終結教育については更になるべく早く中間教育を終えて「实际的職業教育」を与える、普通の中間教育を終えた後「専門的職業陶冶」を与える、中間教育で十分な基礎陶冶を与え、「最高ノ職業陶冶」を与えるという3つの方向性を示す。この教育改革案は「職業陶冶」(労働力陶冶)を前面に打ち出す教育改革案である点で他の学制改革案と比べて特徴的である。

次に茗溪会教育調査部が1935年に提出した「国策の根本義としての文教の振興」²⁸⁾である。茗溪会は東京師範学校卒業生によって設立された同窓組織である東京茗溪會が起源であり、教育界に大きな影響力を持つ組織であった。この改革案では「凡そ教育は人格の陶冶を究極目的とし、而して日本国民の教育は日本精神を中核とする日本人の人格の陶冶を根本方針とする」とし、「人格陶冶は、知識の修得や技能の熟達や身体の鍛錬を軽視するものではなく、寧ろそれによつて全人格の多面的に然も統制ある有機的活動を得せしめることを意図する」として、人格形成における技術の習熟を取り上げる。「技能に精神を宿らしめ精神を技能に発現せしめて、人格行動を有意堪能ならしめねばならぬ」というのである。教育の目標の一つに技術の習得を置く点で特徴的なものである。

その他の教育改革案で特に「職業教育」の観点から注目されるのが、柿内三郎の「我国の学制に対する一卑見」と題された改革案である²⁹⁾。彼は「有能な青年には悉く貧富の差なく国家有用の士」を育成すべきであるが、まだ実現されていないとして、学制改革案を提出する。学制の根本義を「一、如何ナル程度ノ学校ヲ卒業シタルモノモ日本帝国ノ国民トシテ立ツニ必要ナル教育ヲ受ケ居ルコト 二、如何ナル程度ノ学校ヲ卒業シタルモノモ之ニヨリテ独立生活シ得ル職業教育ヲ完全ニ受テ居ルコト 三、上級学校ニ入学シ得ズ半途ニシテ頓挫シ居ル遊学者ノ存在ヲ除クコト 四、各種職業教育修学者ニ最モ有効ナル教

育ヲ施コシ又国家産業ノ趨勢ニ応ジ修学者ノ就学方針ヲ巧ミニ指導シ得ルコト」の4点とする。ここからも見られるように職業生活への適応を主要な教育目的として掲げている。その上で学校組織を貫く主義（「一貫した主義」）として「如何なる程度の職業教育でも其準備教育期には職業を意識せざる教育を施し且年齢時代には何れも同様な準備教育を受けなければならぬ」、その上で「今日の中学校の如き組織の学校は悉く之を実業学校に変形して其上級生に職業教育を授ける学校とすべき」としている。彼の提案する学校系統は、幼稚園—国民学校（6年準備教育期—2年間の各種普通実業科）—実業学校（4年間準備教育期—2年間の各種中等実業科・実業学校師範科）—高等専門学校（2年間の準備教育期—2年間の各種高等実業科・高等専門学校師範科）—大学（2年間の基礎教育—1年間もしくは2年間の職業教育及び公民教育）—大学院である。すべての準備教育及び基礎教育の後に厳密な選抜を行い、選抜から漏れたものを実業科で教育するという、職業教育を重視した学校系統となっている。その上で傍系として夜間実業学校及び夜間高等学校を実業教育及び専門学校の総時間数に相当する時間教育する場所として設定する。これは、職業に従事する者に対する教育機関として計画されている。

以上のように学制改革案のなかでは学校系統の変革が大きなテーマであることは間違いがないが、多くの改革案で職業教育に関する言及がなされていることが示される。そこでは「勤労の精神」や「勤労を楽しむこと」が掲げられるわけであるが、教育改革同志案に示されるように「各自その職分を通じて」等という言葉に端的に表されるように社会における配分の論理である。その論理が人格形成・共同する精神といった言葉で正当化され、学校教育による配分を受け入れるように仕向けようとするものであった。

(3) 工業団体などによる学制改革案

学制改革に関する提案の中には工業に関わる団体などの教育案も含まれており、その中には工業教育の改革を目指すものも存在する。ここでは、連合工業調査委員会「工業教育刷新案」(1920年)、日本工人倶楽部「工業教育改善意見」(1931年)、日本工学会「工業教育制度改革案」(1934年)、工政会「工業教育拡充に関する建議書」(1938年)、生産管理委員会「工業教育ヲ中心としてみたる我国教育制度ノ改善」(1938年)を検討し、工業教育改革の論理の一端を明らかにする。

1) 「工業教育刷新案」³⁰⁾

この案は工業関係の14団体からそれぞれ代表者3名を選出し、1918年からの議論を総括したものである。学制改革の基準として工業技術者の従事すべき事務を「調査」従事する者、「作業」に従事する者、「事務」に従事する者に区別し、そこから技師、技手、工手及職工の3つの「階級」を置く。教育系統はこれらに適応して考究しなければならないとして、工業教育機関を初等教育機関、中等教育機関、高等教育機関の3つに区分する。高等教育機関は「学術の研究機関」でもあり3年以上の専門教育をなすものである。中等教育機関は「一職業に対し須要なる教育を施し之に従事し得るの実力を養成することを目的」とする2年の教育機関であり、技術の研究機関でもある。この中等教育機関は技師の養成機関として位置づけられる。それに対して、初等教育は「職工又は工手たるに必要な教育」を施す機関であり、その教育目標を達成するために義務教育年限の延長・補習教育機関の完備・徒弟教育機関の完備を求める。補習教育は現に職業に従事する者のための教育機関であり知識技能と「普通学」の補習を行うもので、徒弟教育機関は義務教育第6学年終了後に普通教育及び専門教育を施すものである。これらの補習教育機関・徒弟教育機関は工場などに付設することを要求している。特に、補習教育を「実技の教育に関して最も必要」であり、学校における教育よりも効果が認められるものとしている。

この刷新案は、工業の現場からの見解を大いに反映した改革案であり、現場における職種・階級から教育制度を考察したものである点が特徴的である。工場の現場における人材育成の基礎教育を学校に求め、学校系統における配分の徹底を図ろうとする改革案である。また、工場に補習機関・徒弟教育機関を設置することを求めているが、この点のはのちに実業補習学校や青年学校等が工場に付設されるようになることと重ね合わせると代位形態としての社会教育を工場において実施するという形態を意味しているとも理解できる。

2) 「工業教育改善意見」³¹⁾

日本工人倶楽部によってまとめられた工業改革案である。日本工人倶楽部は、すでに講義録の編纂、技術者資格検定試験の実施、日本工人工学校の設立を行ってきた。しかし、その成果は芳しいものではなく、工業教育制度全体の議論こそが必要であるという認識に至り、会員の意見を募り、それをまとめて作成されたものである³²⁾。

この「改善意見」は①教育体系の変更②実務者教育の確立③技術者資格検定制度④私立工業学校の監督助成の4点において改善案を提示したものである。教育体系は、中学校段階を中学校と工業学校と区分したうえで、中学校に文科・理科の2つの区分を提唱する。そして、中学校(理科)⇒大学予科(理科)⇒大学工学部の系統を置く。また、工業学校⇒工業学校高等科とする。そして、高等工業学校を廃止する。この提案では6年間の小学校、6年間(前期4年間、後期2年間)の中等教育を想定する。実務者教育の確立の方法として、4年制工業学校に準ずる夜間学校、工業学校高等科に準ずる昼間学校の2種類を置き、夜間学校⇒昼間学校という系統を定め、優秀なるものには補習教育を行い、大学への進学のを拓くように提唱する。最後の技術者資格検定制度は、一般の技術にまでその対象を拡大し、その実施を国家主導で行うことを提唱する。私学工業学校の監督助成は、その拡大を求めるものである。

この改革案は、工人倶楽部が実施していた検定事業を制度として認めさせようとする意図も垣間見えるが、夜学校という補習教育機関を実務者教育の機関として位置づけ振興を図ろうとするものであった。しかも、それぞれが工業学校系統の代位として位置づけられている。実業教育の代位としての社会教育の表現としてみることができよう。

3) 「工業教育制度改革案」³³⁾

この改革案は日本工学会の手によって1934年に示されたものである。佐野利器を委員長とする工業教育調査委員会が作成したものである。

この改革案では、現行の教育制度が「職工タルベキモノノ資質ヲ教養スル点ヨリ現行国民義務教育ヲ見レバ未ダ十分ナリトハ認メ難ク、又既ニ職工タルベキモノノ向上ニ資スベキ補習教育」も不備であると指摘する。また、「中等技術者養成」のための「中等工業学校」は程度が低く、「工業専門学校」は中等技術者養成機関としても高等技術者養成機関としても不適切であると現行の教育制度が工場労働者・技術者養成にとって良好ではないことを指摘し、小学校、中学校、大学の3段階の教育制度を提案する。この教育制度では①精神的教育を重視、人格の養成に努める②基礎観念と実際の知能の錬磨に努める③初等及び中等教育では「郷土ノ開発」に留意する④各種学校を一層助長する⑤私立学校に対する保護助成及び監督を行い健全な発達を期すると5つの基本方針が定められる。

小学校は「国民教育ノ完成」のためには6年では不足するとして初等教育を1年間延長した7年の教育を行う。高等小学校は廃止し、1年を初等教育に割り振るものである。国民教育を完成させるのみならず「進ンテ勞務ニ服スルノ訓練ヲ徹底セシムルコト」として一般職工の能力向上と関わらせて「国民教育」の向上を希望する。また、初等教育と並んで補習教育について言及し、すでに職工であるものの教育と「職長」の養成のために補習教育機関を設置することが挙げられる。中等教育(3年乃至5年)は中学校と実業学校に

区分し、実業学校で職業に従事するために必要な教育をなすこととし、工業学校では「中堅タルベキ中等技術者養成」の完成を志向する。また、労務に服する慣習を育て、常識や趣味の涵養で「品性ノ向上人格ノ陶冶」を図ろうとする。高等教育としては大学が挙げられており、高等学校と大学予科の廃止を求める。そして社会の指導的な立場に立つという点から人格陶冶に最も力を入れるべきとする。

この改革案は、工業教育刷新案から3段階の学校系統、職工養成機関としての初等教育、中堅技術者養成としての中等教育という枠組みを引き継ぐが、補習教育を職工に対する教育としてのみではなく、職長教育として位置づけようとしている点で刷新案とは異なるものである。この「職長教育」機関としての補習教育という観点は昇進のため補習教育という代位形態としての社会教育を提起するものである。

4) 工業教育拡充に関する意見書 (1938年)³⁴⁾

本建議書は、工政会において行われた「時局下工業教育座談会」後に、工業教育委員会を組織してより詳細に検討した結果を内閣総理大臣・各省庁大臣・内閣企画院総裁宛に送付したものである。

建議の項目は①大学に2部教授制を施行し、各種工業学校において実施されていた2部教授制を強化すること②工業教育機関の全般的拡充を図ることの2点である。①は、「工科方面へノ入学志願者数著シク増加」したことに対応するための「臨機ノ処置」として求めたものである。それに対して②は、更に細かく5つの提言を成している。①「従来ノ如キ技術者軽視ノ弊風ヲ改メ、進ンデ大イニ技術者尊重ノ気運ヲ醸成スルト共ニ一方、技術者タル者ニハ斯ノ重大使命ヲ自ラ双肩ニ担ウ国史タルノ矜持ト覚悟トヲ保持セシムル様、特ニ其ノ精神教育ニ重キヲ置クコト」と道徳性の涵養を重視する事をまず求める。その上で②工業学校の設立の立地に留意すること③公私立工業学校の「国庫補助」の拡大④「新興工学分科ノ設置ニ留意」すること⑤工業教育教員養成の5点である。

この意見書では主に工業学校の改革を目指すもので、社会教育に関する見解などを見ることはできない。
5) 工業教育ヲ中心として見たる我国教育制度ノ改善 (1938)³⁵⁾

生産管理委員会の報告書として作成され、商工大臣に提出されたものである。委員会会長は山下興家（日立製作所）であり、淡路円次郎等が委員として参加していた。本文が60頁程、それに付録として諸外国の事例や日本における事例などが掲載されている。

工業教育の改善点として①徳育・体育が欠けている②実地教育の不足③詰め込み教育の弊害が顕著④熟練工の養成方法が不完全の4点をあげる。①については、身体が強健で堅実な気風を持ち、規律を尊び、勤労を楽しみ、協力を重んずる人物が必要であり、このような人物が企業の根本になる（8頁）と述べる。②では、実習の意義を作業所や事務所で経験をもつこと、実際に「労務者」の間に入り、その心理を理解することとする（8-9頁）。③では、詰め込み教育では自己啓発の能力を失う（11頁）ことが示される。④については、熟練工が少ない理由を工場内での養成方法が不十分であり、実業教育が工業教育の実情に合わないこと（11頁）としたうえで、工場の管理や技術の発達には経験者に対して適切な組織的な知識を与え、「知能ヲ開発スルコト」（12頁）が必要であるとする。その上で、改善案として①入学試験制度の改善②学歴偏重の矯正③工業教育卒業者の需給の調整④学制の改正⑤中等工業学校における教育方法の改善⑥青年学校における新教育方法の確立⑦夜学制度の確立⑧技術者に対する実習課程の確立⑨工場附属学校の改善の9つを挙げている。

それぞれの概要を示すと「入学試験制度の改善」については、一部の抽選制の導入、「工業教育卒業者の需給の調整」としては、法律経済商業方面の教育施設を整理して、工業教育へと転換することが掲げられる（22頁）。「大学及び実業専門学校における教育方法の改善」としては、実習方法の改善・教授方法の改善・

学制の改正を挙げる。実習の改善方法としてはアメリカ・ドイツの事例をあげ、入学前に実地の経験を積ませることを重視し、このような措置を取ることで徳性の欠陥、実際教育の不足などが補うことができ、「直接ニ勞務者ヲ監督スル地位ニ立ツタ場合ニ、充分ノ自身ト見識」(27頁)をもって臨むことができるという。学制の改善としては既述の日本工学会案をそのまま踏襲している(34頁)。その上で、大学入学の条件として①2年以上の実務経験をもち、政府・使用者の推薦がある者(入学試験なし)②2年以上の実務経験を有する者(入学試験あり)③学者となることを希望する者(入学試験あり)と(34-35頁)実務経験による特別なルートを提案する。また、あわせて「高等教育機関ヲ解放」するとして、専科制度の導入、夜学の設置をあげる(36頁)。「中等教育学校における教育方法の改善」では目的の確立・学校の創設・教師の改善・教授方法の改善・教科書の改善・学科目の整理・実習の改善が示される。中等程度の工業学校の卒業生は、一定期間の経験を積んだのち「健実ナ職工長トナリ、充分ノ実地経験ヲ経テ技手トナリ、小数ノ優秀ナモノダケガ、更ニ昇進スルノヲ常道トスベキデアル」(37頁)と原則として職長・技手までの教育機関として位置づけている。

「青年学校における新教育法の確立」では、実業補習教育の目的を明確にすること、詰め込み主義教育の廃止、精神教育の重視、教師・教材・授業時間の適切化・青年学校の設置奨励が示される。青年学校は「健実ナ精神ヲ有シ、頭モ働キ腕モ立ツ実務者」を養成する機関として位置づけられ、精神教育と実習を重んずることで「自カラ工夫スル習慣」を植え付けることがその目的であるとする。そして、補習教育の目的を達成するためには青年学校の義務化を行うべきとする。

「夜学制度の確立」では公認免状の発行(資格試験の施行)が中心の課題である。「技術者に対する実習課程の確立」では学卒者に一定期間の実習期間を置くこと、「工場付設学校の改善」として、学校教育内容

と連絡を図ること・実習指導者を置くなど実習の改善を図ること・中小工場のために工業組合の共同施設として青年学校を設けることが挙げられる。

以上のように、この報告は工業教育のすべての領域をカバーしようとする意欲的なものであった。改革のための議論には海外の事例が多数用いられ、実習や実務経験を生かした教育制度の改革を志向しているように思われる。特に青年学校において実習を重んじた教育を実践するように提言し、より職業教育の充実を主張しようとした点は青年学校の多くが職業教育の充実に向かなかつたと思われる状況からみると注目に値するだろう。

4. まとめ

以上、昭和初期1930年代の学制改革における実業教育論を社会教育に着目しながら検討してきた。学制改革案を提出したアクター(主体)は、教育改革を主目的とする団体から産業団体にまで及び多様であった。実業教育と職業教育の観点からみれば、多くの改革案で「勤労の精神」等職業に対する態度の教育が、「職分」などといった概念とともに語られていることが明らかになった。また、この職業に対する態度は公民教育と職業教育をつなぐものでもあったことから、実業補習学校や青年学校においても重要な意味を持つものであった。

特により直接的な工業教育改革案に焦点を当てると、工場内の序列(階級)に応じた教育制度を構築し、初等教育及び補習教育・青年学校での教育を職工・実務者のための教育として位置づけ、中等教育を技士・技手のための教育として位置づけようとする論調が多数を占める。このことは、企業内の序列を学校段階によって決定しようとする学歴主義の貫徹を志向するものともいえ、工場内の序列までも学校システムによる配分の論理に委ねようとするものである。この志向は、工業教育の父と呼ばれた手島精一の工業教育論にもみ

られた論理ではあった³⁶⁾が、学制改革の段階で改めて主張されたことは注目されてよい。教育内容からみれば、実習を重視する改革案もあるが、技術を重視した議論は少なく、どちらかと言えば人格形成や徳育が重要視されていたことも明らかにされた。これは戦前の学校教育が何よりも徳育を重視したことの表れともいえるが、この人格の重視は、職工長等が経営者とのつながりとなるための役割を期待されたこととも密接にかかわるものである。労働運動への対応、工場における渡り職工にみられる頻繁な転職の問題等に対応するための教育的措置であったともいえよう。

そのような工業教育改革案において社会教育を前面に押し出す議論は教育改革同志会の案を除けば少なかったと言えるが、補習教育や夜学校など小川の言うところの代位形態としての社会教育は全ての教育改革案にみられるものであった。一部の議論においては、その教育機会が職長などへの昇進と結びついて論じられたことは、社会教育が職場内での地位向上につながることを認めていたことを示している。また、より直接的な社会教育として実施されていた労務者教育に工場からの支援で通う受講生がいたり、効果が主張されたりしたこと³⁷⁾もあわせて考えると、社会教育の中で、「労働者教育」のあり方が模索されていたことを示している。このことの検証は今後の課題としたい。

このように多様な主体が織りなす学制改革という言葉空間では共通の認識が形成され、表明される。これが「公衆アジェンダ」とみなされ、これを根拠として政策形成がなされる。多様な学制改革案の取りまとめ

は、行政担当者の参考に資するものではあったが、それを取りまとめ刊行することで意見を聞いたとするアライバイに活用されたことも否定できないだろう。

本論では直接的な学制改革の議論における実業教育について検証を行ってきたが、最後に今後の課題を述べて論を閉じたい。

本論においては、中等教育改革のありようのみに着目したが、先述したように職業訓練などのあり方も大きく変容している。特に、技能者養成は青年学校との二重通学問題等を惹起しており注意を要するものである。この課題はその後論争の対象となったが、今回は触れることが出来なかった。今後の課題である。また、中等教育改革の議論と並行して実業教育そのものを改革する議論が展開されている。今回の研究成果を補助線としてこちらの議論も検証することで当該時期の実業教育と社会教育の関係はより明確にされるであろう。このような議論を経てこそ社会教育のあり方が明らかにできると考える。

※本論は日本社会教育学会第68回研究大会における自由研究発表「1930年代における青年期の「職業教育」の在り方について—工業教育を中心とした検討—」の一部を加筆修正したものである。また、本論は2020-2021年度科学研究費補助金(基盤研究(B) 課題番号:20H01624)「昭和期日本における青年期教育の地域史—エリート育成/ノン・エリート教育の帰結—」の成果の一部である。

注

- 1) 大串隆吉「覚書：社会教育における労働者教育の位置づけについて」『人文学報 教育学』vol.24, 1989, 39頁。
- 2) 末本は「成人の労働に関わった研究が、行われてこなかったわけではない」として、倉内史郎等による「労働過程に教育的な意味を見出そうとする研究方法」と藤岡貞彦等による生産関係を重視した研究方法が見られると指摘する。(末本誠「社会教育問題としての労働・余暇—「週休二日制社会」の構図—」『週休二日制・学校週五日制と社会教育』東洋館出版, 1993, 29頁.)
- 3) 末本同上論文, 29頁。

- 4) 中石誠子「社会教育研究における企業内教育の位置—倉内史郎の〈適応〉概念をめぐって」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第36巻, 1998, 485-493頁, 西川省吾「社会教育学における労働の再検討」『生涯学習基盤経営研究』第39号, 2014, 51-59頁等が挙げられる.
- 5) 日本社会教育学会編『労働の場のエンパワーメント』東洋館出版, 2013及び日本社会教育学会編『ワークライフバランス時代における社会教育』東洋館出版, 2021.
- 6) 松田武雄『近代日本社会教育の成立』九州大学出版会, 2004.
- 7) 小川利夫「青年期の教育と社会教育—実業補習学校の歴史的な性格をめぐって」『小川利夫社会教育論集第4巻 学校の変革と社会教育—青年期教育改革論』亜紀書房, 1995, 216頁. (初出は日本社会教育学会編『社会教育と教育権』東洋館出版, 1960.)
- 8) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第9巻, 国立教育研究所, 1973及び国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第10巻, 国立教育研究所, 1973.
- 9) 三好信浩『日本工業教育成立史研究(増補)』風間書房, 2012. 三好信浩『日本工業教育発達史の研究』風間書房, 2005. 三好信浩『手島精一と日本工業教育発達史』風間書房, 1999.
- 10) 坂口茂『近代日本の企業内教育訓練(上・下)』自家版, 1992年.
- 11) 少路行彦『技手の時代』日本評論社, 2014.
- 12) 文部省編『産業教育百年史』ぎょうせい, 1986, 11頁.
- 13) 同上 71頁参照.
- 14) 板橋文雄・板橋孝幸『勤労青少年教育の終焉 学校教育と社会教育の狭間で』随想社, 2007, 29頁.
- 15) 兵藤釗『日本における労使関係の展開』東京大学出版会, 1971, 407-409頁.
- 16) 米田俊彦『教育審議会の研究 青年学校改革』野間教育研究所, 1995, 88-91頁.
- 17) 福田修「戦前の日本における青年期教育の普及—青年訓練所充当実業補習学校の役割」『教育学研究』第53巻第2号, 1986, 21-29頁.
- 18) 同上 27頁.
- 19) 同上.
- 20) 米田俊彦『教育審議会の研究 中等教育改革』野間教育研究所, 1994. 32頁.
- 21) 米田同上書, 44-45頁.
- 22) 『近代日本教育制度史料』第16巻, 講談社, 1957, 34-41頁. (なお, 同書からの引用は以下『制度史料』と表記する.)
- 23) 米田前掲注20書, 49頁.
- 24) 『制度史料』166-178頁.
- 25) 『制度史料』208-211頁.
- 26) 『学制改革諸案』58-74頁.
- 27) 『学制改革諸案』75-78頁.
- 28) 『制度史料』85-93頁.
- 29) 『学制改革諸案』31-51頁.
- 30) 『工学会誌』第440号, 248-260頁.
- 31) 『工人』120号, 1931. (本報告では, 大淀昇一『宮本武之輔と科学術津行政』東海大学出版会1989, 130-133頁所収の建議案を用いている.)
- 32) 大淀同上書, 129頁.
- 33) 『制度史料』81-84頁.
- 34) 『興行国策』1938, 144-145頁.
- 35) 商工省生産管理委員会『工業教育ヲ中心トシテ見タ我々教育制度ノ改善』日本工業協会, 1938. 同書からの引用はページ数を本文中に示した.

- 36) 倉知典弘「手島精一の「社会教育」論の検討—実業教育と社会教育の関連に関して—」『京都大学 生涯教育学・図書館情報学研究』第2号, 2003, 39-58頁参照.
- 37) 沢井実『日本の技能形成 製造現場の強さを生み出したもの』名古屋大学出版会, 2016, 152-163頁に若干の事例が報告されている.